

全国健康保険協会船員保険協議会（第43回）

日 時：平成31年3月11日（月）14：55～16：10

場 所：主婦会館プラザエフ 9階 スズラン

出席者：岩村委員長、江口委員、門野委員、菊池委員、立川委員、田中委員、内藤委員、
長岡委員（五十音順）

議 題：

1. 平成31（2019）年度事業計画及び予算（案）について
2. 今後の保険料負担軽減措置について
3. その他

岩村委員長：

それでは定刻でございますので、ただいまから第43回船員保険協議会を始めさせていただきますと思います。

本日の委員の皆様の出席状況でございますけれども、中出委員、渡邊委員、平岡委員、遠藤委員からご欠席の旨のご連絡を頂戴しております。

では、早速議事に入りたいと存じます。

お手元の議事次第をご覧ください。議題1は平成31（2019）年度事業計画及び予算（案）についてということでございます。

事務局で資料を用意していただいておりますので、まずその説明からいただきますと思います。よろしくお願いいたします。

議題1. 平成31（2019）年度事業計画及び予算（案）について

前島船員保険部次長：

それでは資料のご説明の前に、来年度の保険料率の認可についてご報告をさせていただきます。

来年度の保険料率につきましては、前回1月23日の船員保険協議会でご了承いただき、その後、1月31日の運営委員会の議を経まして厚生労働大臣に認可申請を行って、2月12日付で認可をされておりますので、ここでご報告をさせていただきます。

それでは、議題1につきまして資料1－1から1－4によってご説明をさせていただきます。

資料1－1が平成31年度事業計画及び予算（案）でございまして、資料の1ページから11ページまでが事業計画、12ページ、13ページが予算の関係ということになっております。

事業計画につきましては、前回の船員保険協議会で主な変更点をご説明してご議論いただいたところでございます。その際にいただきましたご意見も踏まえまして、今回の内容とさせていただきます。ご説明につきましては、今年度からの変更点がわかるように資料１－２をご用意しておりますので、そちらを使ってご説明をさせていただければと存じます。

資料１－２をご覧ください。１ページ目は船員保険運営の基本方針でございます。上から２行目からでございますように、引き続き「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」、こういう基本姿勢に立って事業運営に取り組むこととさせていただきます。

２ページをご覧ください。今年度に引き続きまして、基盤的保険者機能、戦略的保険者機能、組織体制の強化という３つの機能に着目した事業計画としているところでございます。

３ページ目からが主な重点施策でございます。まず基盤的保険者機能でございます。保険給付等の業務の適正な実施でございますけれども、傷病手当金等の給付を適正かつ迅速に実施をすることとしています。また、不正の疑いがある事案につきましては、実地調査等を実施しまして給付の適正化を図ることとしておるところでございます。それから下船後の療養補償につきましては、医療機関や船舶所有者に対しまして適切な申請がなされるよう周知を図ることとさせていただきます。

次に、４ページでございます。効果的なレセプト点検の推進につきましては、これまで東京支部で行ってございましたレセプト点検につきまして、この１月から船員保険部内で実施することとしたしました資格点検及び外傷点検につきまして効率的に実施するとともに、内容点検業務については引き続き外部委託により実施することとしております。K P Iにつきましては、今年度と同様にレセプト点検の査定率を前年度以上とするということにさせていただきます。

次に、柔道整復施術療養費等の照会業務の強化につきましては、多部位、頻回受診が行われている申請や長期受診となっている申請につきまして、加入者に文書照会等を実施するなど適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例につきましては厳格に対応することにさせていただきます。K P Iにつきましては今年度と同様でございますけれども、施術箇所３部位以上かつ１５日以上 of 施術の申請の割合を前年度以下とするということにさせていただきます。

それから５ページでございますけれども、新たにあんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進という項目を追加しております。ことしの１月から導入をいたしました受領委任制度の実施に伴いまして、医師の再同意の確認を徹底するなどの審査を強化して、不適切な申請事例に対して厳格に対応することにさせていただきます。

次に、返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進でございます。こちらにつきましては、資格喪失処理後２週間以内に、協会から未回収者に対しまし

て返納催告を行うこととしております。また、不適正に使用された医療費等を早期に回収するために、文書等による催告とか支払い督促等の一連の手続を行うことによりまして、債権の早期かつ確実な回収に努めることにしております。

次のページにつながっておりますけれども、K P Iにつきましては、今年度と同様に、1 カ月以内の保険証の回収率を前年度以上とするということにしております。また、返納金の関係につきましては回収率を前年度以上とする。それから3 番目ですけれども、医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とすることにしております。

次に、サービス向上のための取り組みにつきましては、加入者の意見等を迅速に業務に反映するなど、さらなるサービスの向上を図るとともに、サービススタンダードの年間を通じた100%の達成、それから保険証の速やかな発行に努めていくこととしております。K P Iにつきましては、サービススタンダードの達成状況を100%、保険証の3 営業日以内の発行を100%と、この2つを設定しているところでございます。

それから次に、高額療養費制度の周知につきましては、限度額適用認定証のさらなる利用促進を行うとともに、高額療養費の未申請者に対しまして、支給申請の勧奨を行うことにさせていただいております。K P Iにつきましては、高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を80%以上とすることにさせていただいております。

8 ページでございます。職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨でございますけれども、こちらにつきましては厚生労働省から船員に係る労災保険の給付データの提供を受けまして、未申請者に対する申請勧奨を実施することとしております。

次に、被扶養者資格の再確認につきましては、毎年7 月ごろに実施をさせていただいております確認業務につきまして、来年度も実施をすることにさせていただいております。日本年金機構との連携のもと、船舶所有者の皆様の協力を得まして実施をすることとしております。K P Iにつきましては、船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とするという目標を設定しておるところでございます。

次に、福祉事業の着実な実施につきましては、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業につきましては、外部委託機関との連携を図り、円滑かつ着実な実施に努めることにしております。また保養事業につきましては、利用実態等を踏まえまして必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことにより、円滑かつ着実な実施に努めることとしています。

次に11番目ですけれども、健全な財政運営でございます。こちらの項目につきましては、前回の協議会でご意見をいただきましたので、それを踏まえた修正をさせていただいております。中長期的な視点から健全な財政運営に努める、中長期的な船員保険財政等について、加入者や船舶所有者に対して情報発信を行う、こういうふうさせていただいたところでございます。

お開きいただきまして10ページでございます。ここからが戦略的保険者機能についてで

ございます。まずデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の着実な実施についてでございます。この両計画につきましては2年目の取り組みということで、来年度は着実な実施をするということに修正をさせていただいているところでございます。

i) の特定健康診査等の推進につきましては、健診受診率の向上のために、生活習慣病予防健診の無料化を今年度から実施しておりますけれども、その周知を図りますとともに、健診実施機関の拡充を図るということを今回記載させていただいております。

11ページでございますけれども、今年度からオプション検査として追加をしました前立腺がんの検査につきまして、来年度も実施をすることにしております。船員手帳健康証明書データについて、早期に提供いただけるような取り組みを推進するとともに、健診データをスムーズに提供いただけるような環境の整備を検討することとさせていただいております。また、被扶養者の健診につきましては、地方自治体や協会けんぽの支部がやっております健診と連携するなどして受診の機会の提供を図りまして、受診率の向上につなげる、こういったことになっております。K P Iにつきましては、特定健康診査等実施計画中の来年度の目標値に数値を変更させていただいているところでございます。

12ページをお開きください。ii) の特定保健指導の実施率の向上でございます。こちらにつきましては、今年度から運用が見直しをされまして、健診当日に初回面談が実施できるようになったことによりまして、特定保健指導の実施率の向上を図ることになっております。K P Iにつきましては、健診と同様に計画の来年度の目標値に変更させていただいているところでございます。

それからiii) でございまして、船舶所有者と協働した加入者の健康づくり、いわゆるコラボヘルスについてでございます。今年度におきましては幾つかの船舶所有者様にヒアリングをお願いいたしまして、どういったことをやれるのかということは今調査をしているところでございます。来年度はそれを踏まえまして、本格実施をしていきたいということで修正をさせていただいております。

それから13ページでございますけれども、加入者の健康増進等を図るための取り組みの推進でございます。まず生活習慣病の健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を船員保険としては実施をしているところでございますけれども、来年度は健診を受けていただいた方全ての方にこの情報提供を行うことにさせていただいております。また、喫煙者に対する対策といたしまして、今年度パイロット的にオンラインによる禁煙プログラムを実施したところでございます。なかなか好評でございまして、来年度はこれを本格実施をしていきたいということにさせていただいております。それからメンタルヘルスの対策でございますけれども、出前健康講座の開催とか、船員養成校等での特別講座の開催を来年度も引き続き実施をすることにさせていただいております。また、地方自治体等が開催いたします港イベントに参加いたしまして、船員保険の健康づくり等の取り組みについて広く発信をしたいということで記載をしております。

14ページをお開きください。赤く書いているところでございますけれども、来年度につ

きましては、今後のデータヘルス計画に反映をさせるために、健康づくり等に関する意識調査を実施したいということで考えているところでございます。

次に、情報提供・広報の充実でございます。こちらにつきまして、船員保険では紙媒体を中心とした広報等に努めているところでございます。2つ目のポツですけれども、毎年度、労働基準監督署とか年金事務所の窓口で船員保険制度の説明パンフレットを設置していただいております。今年度からは運輸局の窓口にも設置をしていただいております。来年度も引き続きこういった取り組みをすることにしております。次に、毎年お配りしております船員保険通信につきまして、来年度も全加入者、全船舶所有者の方にお送りをしたいと考えております。

それから15ページですけれども、関係団体のご協力を得まして、船員関係機関誌とか海運関係機関誌に広報を載せていただく、こういった取り組みにも努めていきたいと思っております。こういった紙媒体のほかに、ホームページとかメールマガジンを利用しまして積極的な広報活動をしていきたいということにしております。

次に、ジェネリック医薬品の使用促進でございます。来年度も年2回の軽減額通知を加入者の方にお送りすることで考えております。K P Iにつきましては、全てのレセプトを対象にした使用割合を78.7%以上とするということに設定をさせていただいております。

16ページからが組織・運営体制の強化でございます。健康保険と一体として実施をするものでございます。新たに追加をしている項目がございまして、17ページの⑥内部統制の強化に向けた取り組みと、18ページでございますけれども、システム関連の取り組みということで追加をさせていただいているところでございます。

19ページ以降につきましてはK P Iの一覧でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、事業計画を実行していく上での予算案につきまして、資料1－3でご説明をさせていただきたいと思っております。資料1－3をご覧ください。こちらは疾病部門とか災害保健福祉保険部門などを合わせました船員保険勘定としての予算案でございます。前年度との対比になってございますけれども、まず収入でございます。収入合計といたしましては、約484億円を計上させていただいております。前年度と比較いたしますと、約6億円の増加ということになってございます。

主な内訳でございますけれども、一番上の保険料等交付金につきましては、標準報酬月額額の増加等に伴いまして、約2億円ほど増加すると見込んでおりまして、367億円を計上しております。その下の疾病任意継続被保険者保険料につきましては、加入者が減少しているという関係で約1億円の減少を見込んでおりまして、約11億円を計上させていただいております。それから、その3つ下でございますけれども、職務上年金給付費等交付金につきましては、対前年度約4億円の増ということで58億円を計上させていただいております。こちらにつきましては、毎勤統計の関係の追加給付の費用が約4億円ほど盛り込まれておりまして、それが主な増加の要因ということになっております。

この追加給付に係る支給のスケジュールでございますけれども、具体的なスケジュールにつきましては、厚生労働省とか協会のホームページに掲載をさせていただいておりますが、現に障害年金や遺族年金を今受給されている方々につきましては4月中旬に追加給付をする、こういったところで今作業を進めているところでございます。その後、過去に支給されていた方などにつきまして追加給付に関するご連絡を差し上げた上で、振込先等の回答をいただいたところで順次お支払いをしていくということで考えているところでございます。

次に、支出のほうでございます。

支出でございますけれども、下から3段目の累積収支への繰り入れを除いた額で合計いたしますと約444億円となっておりまして、前年度と比較いたしますとほぼ横ばいということになっております。

主な内訳でございますけれども、まず保険給付費につきましては、加入者の減少が大きな要因となっております、約2億円ほどのマイナスということで、266億円を計上しているところでございます。また、拠出金につきましては、合計といたしましては約2億円減の99億円ということでありまして、前期高齢者納付金につきましては約2億円マイナスの29億円、後期高齢者支援金につきましては約2億円増の71億円となっております。退職者給付拠出金につきましては、約1億円減の500万円ということになってございます。それから介護納付金につきましては、ほぼ前年同で30億円ということで計上させていただいているところでございます。

なお、この船員保険勘定の収支といたしましては、先ほどの累積収支への繰り入れは黒字の額ということで見込んでおりまして、対前年で比べますと約5億円ほど収支が改善をしているところでございます。

業務経費、一般管理費の内訳につきましては、次の資料1－4で詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。資料1－4をご覧ください。今年度と比較いたしますと大きく増減のあるものにつきましてご説明をさせていただきます。

この表でございますけれども、2019年度の予算案は①と書いてある欄が予算案の額でございます。前年度との増減は、中ほどに④と書いてございますけれども、そちらが増減の額でございます。

まず1ページ目からが業務経費でございます。業務経費の内訳の保険給付等業務経費につきましては、対前年度2,800万円増の1億6,600万円を計上させていただいております。主な増加の要因でございますけれども、その他という欄をご覧くださいと存じますが、対前年度2,500万円増の6,100万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、追加給付にかかわりますシステム開発経費等を計上しておりまして、それが主な増加の要因となっております。

それからレセプト業務経費につきましては、ほぼ前年同ということで2,300万円を計上させていただいております。

それから保健事業経費でございますけれども、対前年度1,400万円減ということで9億800万円を計上いたしております。健診費につきましては、対前年度1,900万円増で5億6,200万円を計上しておりますけれども、こちらは健診実施率の見直しによりまして増加をしているところでございます。それから次の健診関係事務費でございますけれども、対前年度4,000万円減で1億9,000万円を計上させていただいております。こちらは本年度まで健診のデータ管理システムの刷新を行うことで費用を計上しておりましたけれども、来年度以降はその費用の計上がないところが主なマイナスの要因ということでございます。

それから、お聞きいただきまして2ページでございます。福祉事業経費でございますが、対前年度1億7,300万円増ということで19億7,000万円計上させていただいております。主な増加の要因でございますけれども、2段目にございます無線医療助言事業経費が対前年度6,500万円増ということで、7,800万円計上させていただいております。使用しております無線医療システムの機器の更改時期を来年度迎えておりまして、その費用を約6,000万円ほど計上させていただいているところでございます。それから福祉事業の中の特別支給金という欄が大きく増加をしております、対前年度約1億700万円増で、15億5,200万円を計上いたしております。こちらは特別支給金自体が追加給付の対象になっておりまして、その費用を約1億円ほど見込んでいる関係で増加の要因ということでございます。

その他業務経費につきましては、ほぼ前年同で5,100万円を計上しております、業務経費合計といたしましては、対前年度1億8,900万円増で31億1,700万円の計上となっております。

3ページ目が一般管理費でございます。まず人件費につきましては、ほぼ前年同ということで、4億4,300万円の計上となっております。

福利厚生費につきましてもほぼ前年同で100万円の計上となっております。

一般事務経費については大きく費用が増加をしております、対前年度2億4,000万円増で、10億3,300万円という費用を計上させていただいております。主な増加の要因でございますけれども、その下にありますシステム経費が対前年度2億1,600万円増ということで、8億9,300万円計上させていただいております。こちらは協会全体のシステム機器の更改が来年度あるので、その船員保険の負担分で増加になっている、こういったところでございます。それから3段下でございます、地代家賃でございますけれども、対前年度1,300万円増ということで、1億円を計上させていただいております。今、船員保険部が入っているビルが来年度更新の時期を迎えまして、それに当たりまして、周りの家賃との相場を踏まえまして増加で計上させていただいているところでございます。

一般管理費の合計といたしましては、対前年度2億4,700万円増ということで、14億7,800万円を計上させていただいております。

業務経費と一般管理費の合計は、対前年度4億3,600万円増ということで、45億9,500万円となっているところでございます。

最後に、資料１－５でご報告をさせていただきたいと思います。協会の定款変更につきまして厚生労働大臣の認可を受けておりまして、船員保険に関係する部分のご報告でございます。

まず２条の関係でございますけれども、これまでの表現では船員保険の被保険者について明確ではないといったところがございますので、それを明確化するために変更を行っております。

それから別表５の関係でございますけれども、来年度、特定保険料率と基本保険料率の料率の内訳の変更がございますので、こちらで認可申請をしているところでございます。

それから裏面でございますけれども、附則３と書いてあるところでございまして、こちらにつきまして、31年３月分から32年２月分まで控除率を0.5%とするということを設定しているところでございます。

ご説明については以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございます。それでは、ただいま事業計画及び予算（案）についてご説明をいただいたところでございますけれども、何かご意見、あるいはご質問がありましたらお願いしたいと思います。

では、立川委員どうぞ。

立川委員：

それでは、資料１－２の関係からお伺いをしていきたいと思います。まずジェネリック関係ですけれども、だんだんジェネリックの使用率が上がってきているということなのですが、全ての医薬品が全部ジェネリックになるということはないわけですし、最終的な目標というのはどのぐらいまでということになるのでしょうか。その辺をお伺いしておきたいと思っています。それから、年間で２%前後ぐらいずつ上がってきているという理解でいいのでしょうか。だんだん鈍ってくると思うのですけれども、その辺の傾向値がわかりましたら教えていただければと思います。

次に禁煙プログラムのところでございますけれども、たしか当年度、パイロットでやったときには20人ぐらいを目標にしていたわけですが、実績的にどんな形になったのか。それから、パイロットで何か特徴的なことがあったのか。それを踏まえて、今度は本格的な実施ということなのですが、本格的に実施されるボリュームや配慮する点についてお話をいただければと思っております。

続いて特定健康診査等の推進ということで、健診実施機関の拡充ということで今、ないしは以前から拡張拡充に向けて尽力していただいているということで承知しているのですが、その効果的なものはどうなのですかということです。これにつきましては、我々も船員部会というところに出ていまして、その中で国交省とお話をして情報交換

をしているのですが、空白の地帯があれば、船員部会の中で国交省のほうに、こういうところがないのだけれども、何とか運輸局を通じてふやしていただくことはできませんかというお話もできる可能性がだんだんできています。船員の健康の問題ですので、居住地近隣で健診が受けられるという形ができれば一番いいと思っていますので、その辺のお話も踏まえてしていただければと思っています。

岩村委員長：

ありがとうございました。事務局のほうでいかがでしょうか。

前島船員保険部次長：

まずジェネリックのご質問がございました。最終的な目標値でございますけれども、政府でも設定しておりますが、2020年9月に80%を達成するというのが最終的な目標値となっております。船員保険も徐々に使用率は上がっておりまして、上がることによって徐々に鈍化はしておりますけれども、引き続き頑張っていきたいと考えております。

次に、禁煙プログラムの実施状況についてということで、本年度パイロット的に20名程度を想定して募集をしたところでございます。詳細は後ほどまたご報告をさせていただきますけれども、現在17名の方が継続して実施をしていただいているような状況でございます。これを本格実施するに当たってどのような目処があるのかというところでございますけれども、具体的なところは実はまだ決まっておりませんが、来年度本格実施をしていきたいと考えておりまして、実施事業者との関係もございますので、これから調整して具体的な中身を決めて皆さんにお示しできればと考えているところでございます。

それから3点目で、健診の実施機関の関係ということで、どういうふうな状況なのかというご質問でございますけれども、平成29年度末に263機関の指定であったのですが、現時点、2月末の時点で354機関までふやしてきているというところでございます。まだまだこれでは足りないと思っております、我々としてはもっともっとふやしていかなければいけないと努力しているところでございます。

空白地帯の話が出ましたが、現在、都道府県別に見ますと、栃木県とか群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、こういった海なし県に近いところは指定医療機関がないという空白県になっているような状況でございます。加入者の方がお住まいになっていることもあると思いますので、こういった地域においても指定機関をふやすような努力をしていきたいとは考えているところでございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでございましょうか。

では、内藤委員どうぞ。

内藤委員：

今の都道府県別、機関の所ですが、やはり海なし県にないということで、多く住まわれているところに機関が多ければ、より効率的と考えられるのですが、船員の居住区、もしくは扶養家族が住んでいる分布というのは大体わかりますか。数は今伺ったのですが、教えていただければと思います。

前島船員保険部次長：

済みません、手元に細かいデータは持ち合わせておりませんが、船員保険の加入者が多く居住されている地域としては、長崎県であったり宮城県であったり愛媛県であったり、こういったところが多く居住されている地域と我々としては認識をしております。そこに健診機関がどれだけ配置できているかということも、細かいデータがないので今お答えできませんけれども、長崎県で言えば17～18機関、愛媛県も同じぐらいの機関数で、宮城県は若干少なくて8機関ぐらいが船員保険の指定の医療機関になっているというところでございます。

内藤委員：

機関の数はわかっていますが、船員の人数とその割合が妥当であれば、それを利用してもらえばいいと思うのですが。

前島船員保険部次長：

全体としてまだ354しかないので、圧倒的に少ないというのが実態でございます。我々としてはもっともっとふやしていかなければいけないと思っております。

内藤委員：

できましたら居住区なり住まわれているところになるべく努力していただくほうが効率性が高いのかと思います。

以上です。

岩村委員長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでございましょうか。

どうぞ。

立川委員：

以前にもお伺いをしていた返納金債権の関係でございますけれども、だんだん減っていく傾向にはあると思うのですが、どのような状況でしょうか。実際の数字的にはどう変わってきたのでしょうか。どのくらいの確率で減っていく形なのでしょうかというようなこと

をお伺いしておきたいと思います。

次にあんまマッサージのところで、受領委任制度導入に伴いということで書いてあるのですけれども、これはほとんどこの制度に加わったという理解でよろしいのですかね。これが入っている入っていないで、医療機関にかかったときに支払いが変わってきますので、その辺、医療機関のほうで、私どもは入っていますと言うのか入っていませんと言うのか、事前のプレアナウンスがあるのかないのか。その辺ももう既に導入されているところなのですけれども、なかなか自分で行っていないのでわからないところなのですが、その辺もわかりましたらお願いしたいと思います。

それから無線医療のシステム改修ということで、機械の入れかえの予算がとってありますけれども、例えば無線医療の関係ですと、どのぐらいの台数、リースなのか買い取りなのかというような制度的なことを少し教えていただければと思います。初めてこのような予算が出てきたのかなと思っていますので、その辺、お願いします。

岩村委員長：

では事務局、お願いします。

前島船員保険部次長：

まず、返納金の関係でございますけれども、29年度の実績になりますが、全体の債権のうちの無資格受診の関係の債権というのは約18%程度となっていて、船員保険全体の29年度の債権としては約9,000万円ほどでございまして、そのうちの無資格受診が1,700万円といったところでございます。債権全体も減らしていかなければいけないと思いますけれども、無資格受診のほうは保険証の回収などによってその割合を減らしていかなければいけないということをK P Iにも定めて実行しているところでございます。

それから、あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の関係でございますけれども、この1月から船員保険につきましても受領委任制度に参加をするということでやっているところでございます。施術者が各地方厚生局のほうにご登録をいただければ、その施術者が受領委任で我々に請求ができる、こういうことになりますので、施術者に登録をいただく必要がある、こういうことで我々としても使えますよということはこれから広報していきたいと考えているところでございます。

それから無線医療の関係でございますけれども、現在、船員保険のほうの事業としては2病院で実施をさせていただいております。それぞれの病院に機器を導入させていただいておりまして、サーバーですとかパソコン、そういった機器を船員保険として購入して病院に設置をさせていただいているところでございます。こういった機器につきましましては5年程度たてば耐用年数を迎えますので、機器の更改は定期的な実施をしなければならないということで、来年度がそれに当たるというところでございます。

岩村委員長：

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでございましょうか。

では、田中委員どうぞ。

田中委員：

まず事業計画の全体的な印象ですけれども、前年度を踏襲した中で、さらに力を入れる部分等について明文化をさせていただいていると理解をします。大変きめ細かいサービスをしていただいていることにこの場をかりて感謝を申し上げたいと思います。私の印象としては大きくは変わっていないと思っていますので、禁煙のプログラムもそうですし、メンタルヘルス等もそうですけれども、その時代に合ったものをぜひ継続的に対応していただきたいと思います。

もう1点、保険制度全般的なことで鍼灸とか、あんまマッサージとかは書かれているのですが、船乗りの感覚からすると、余りこんなところへ行っている暇はないのですね。大体ふだんは船に乗っているんで、行く時間ありません。もちろんそれは治療なので、船員の場合はそういう状態になるというのは、どっちかというともう療養なんです。ですから、現実の話をすれば、体に多少痛みがあっても、頑張って洋上の勤務をして、長い期間、家にも帰れません。そういう特殊性のある職業だということを、当たり前のことですが、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

それから、先ほど説明のありました資料1－3の予算案について質問をしたいと思います。先ほどご説明いただいた収入の中の職務上年金給付費等交付金が昨年にと比べると約4億円収入が上がっていて、これは統計不正で支出が見込まれるということでご説明がありました。ここで申し上げたいのは、まずこの内容について、具体的に職務上年金給付費等交付金がどのようなもので、これは国の予算から割り当てられている、いわゆる保険料収入とはまた別のものなのだろうと思うのですけれども、これをもう一度確認をしたいということと、先般この協議会において厚生労働省の保険局長がいらして謝罪と今後の取り組みについてご説明があったわけですが、いずれにしても全体像が全然わからないわけです。ニュース報道がどんどん先行して、それから厚労省さんからは1人当たり15万円マイナスになるということで、それはいろいろなマスコミでニュース報道されていた中にもありますように、1人当たりの額としては非常に大きい金額なわけです。しかしながら、実際に当事者も、それから船員の代表である我々も中身を全然知らされていないので、何がどうなって、何人ぐらい該当者がいて、たしか前回のご説明では支給が低くなった人もいますが、過払いした人がいることも想定されるという説明だったのですけれども、では、果たして何人足らなくて、幾らぐらい足らなくて、過払いは請求しないという話だったのですが、過払いしている人は何人ぐらいいて、その過払いは一体誰が負担するのか。よもやそれを保険料で負担するという事はないとは思いますが、国の責任でとい

う言葉だけは記憶をしておりますので、きっちりとそれは国の責任で、この船員保険制度に影響しないように正しい給付をやっていただきたいし、その前段にきっちり説明をしていただきたいと思っています。特に今の話の後段の部分は厚生労働省さんにする話なのでしょうけれども、4億円という具体的な数字が出てきておりますので、この予算案の審議の前提となる話は一体どういう話なのかということをご質問として確認したいと思います。

以上です。

岩村委員長：

ありがとうございました。前段はご意見かとは思いますが、何かコメントがあればと思いますが。

前島船員保険部次長：

職務上年金給付費等交付金の仕組みということでのご質問がございましたので、それについてご回答させていただきたいと思います。

船員保険制度について平成22年1月に制度改正がなされまして、それより前に職務上の災害を受けて給付を受けられる方につきましては、そもそも保険料の徴収自体が労災保険に移行しておりますので、過去から受けられている方、それから新たに過去の災害で給付の対象になった方につきましては、本来労災保険で賄うべきところなのですが、法律の附則によりまして、その給付については全国健康保険協会が支給をするという規定がなされておりまして、現在、全国健康保険協会で行っているところでございます。その法律の後に、費用についてはまた別で、労災保険の保険者たる政府がそれを給付すると書いておりますので、その費用については労災保険から賄われる、こういう法律上の規定になっているところでございます。

我々としては支給を行っておりますけれども、その費用につきましては、職務上年金給付費等交付金という形で労働保険特別会計の労災勘定のほうから給付費なり事務費の関係の費用をいただいている、こういった仕組みになっているところでございます。

今回の追加給付に関します費用につきましては、厚生労働省のほうから、試算をした結果といたしまして約4億円の費用を追加給付に係ります費用と事務費の関係で数字をいただきましたので、この交付金の中でそういった費用も含めて今回計上している、そういう状況でございます。

岩村委員長：

では保険課長、お願いします。

安藤保険課長：

ありがとうございます。前回も私、この場に出て謝罪とご説明をさせていただいたところでございますけれども、改めまして、このたびは毎月勤労統計の我々の誤りによって追加給付をするという事態になったことにつきまして、関係者の方々に大変ご迷惑をかけていることについておわびさせていただきたいと思います。

前回も概略についてご説明をさせていただいたところでございまして、今、委員のほうからはさらに具体的に何人対象になるのかとか、あるいは1人当たりお幾らになるのかとか、あるいは過払いの方がそもそも何人発生するのかといったようなご質問をいただいたところでございます。結論から申し上げますと、これらについては今、労災のほうのスライド率が出てきたら、実際に船員保険のほうに当てはめてみて、その上で実際に計算してみても初めてわかるという数字でございまして、まだ労災のほうのスライド率が出ていないものですから、委員からご指摘があったような具体的な全体像といいますか、数についてご説明することができないわけでございますけれども、委員からのご指摘もございましたように、それにつきましては順次作業を進めておりますので、またその辺が出てきたところできちんとご報告、ご説明をさせていただければと思っております。

いずれにしても、委員ご指摘のように船員保険制度に影響がないようにというご指摘はごもっともでございますので、我々としてもそうならないような形で対応していきたいと考えているところでございます。

岩村委員長：

田中委員どうぞ。

田中委員：

そうすると、ますます疑問が湧いてくるのは、今回4億円予算をとったというのは何を根拠にというか、きょうこの場で予算のこれを決めるんですよね。それは船員保険部としては、厚労省が4億円と言うので4億円予算を計上しているだけなのか、中身を知ってなのか。この質問は今、保険課長がお答えされたものから想像すると、よくわからないけれども、このぐらいいかなという感じでやられているのか。だとすれば、予算が足らなかったらどうするのだとか、多ければどうするのか。さらに質問をすれば、船員保険の制度が切りかわった部分と、22年1月以降の話と以前の話がどのように区分けされるのかなども説明して頂きたいと思います。前提になる数字が狂ってしまっていて、それが今、確定していないという状況でどういう整理をして、船員保険が全国健康保険協会船員保険協議会に移行する前の統計の不正の対応はこの予算はこういうふうにするとか、それ以降はこうしますとか、それはどこの予算がどういうふうに来るとか、それでおおよそ見込まれる数は何人だとか、さらにそれは具体的に調査すれば人数も額も全部出てくるのでしょうか、いつごろそれが出てきて、いつ、どの場で誰に対して説明されるのか、そういうことは整理をしていただかないと納得することはできません。今日の予算の審議で4億円という金

額が示されましたけれども、4億円で十分なのでしょうか。計算してみないとわからないのであれば、この予算の審議そのものがきょうの審議だけでいいのかとなると思いますので、その辺の本質的な、根本的にこの問題をどう処理しようとしているのか、これは厚生労働省さんにお答えをいただきたいと思います。

岩村委員長：

では、保険課長お願いします。

安藤保険課長：

まず予算との関係についてご説明をさせていただきたいと思います。前回資料を出させていただいたものの中に書いてあったのですが、今回、もちろん厳密な意味では先ほど申し上げましたように、これは隔年ごとに出てくるものなのですけれども、労災保険のほうのスライド率が出て、それを当てはめてみて数字が確定するということなのではあるのですが、もちろん予算としては要求をかけなければいけない中で、我々として、前回お示したものでございますが、年金受給者の方々が平成16年の給付のための推定値の影響を最も受けるということでございましたので、これが対象者としては1万人強いらっしゃるわけでございますけれども、その方々に係る給付額を推計いたしまして、そこから来年度の予算に必要な額を計上していただくという形にさせていただいているものでございます。繰り返しになりますけれども、もちろん厳密な意味ではスライド率を出してみないと具体的な金額を確定はできないわけでございますが、我々の見込みとしては、最も大きな形で数字自体は推計をさせていただいておりますので、今回船保のほうで実際に予算計上させていただいている金額以上の給付額になることはないのではないかと見込んでいるところでございます。

それで具体的に数字がいつ出るのかということでございますが、これは先ほど申し上げましたように労災保険のほうでのスライド率が出たら、それをはめて計算してまいりますので、段階的にはなろうかと思います。今月中には労災保険サイドのほうでスライド率が出てくると聞いておりますから、それを実際に船保のほうの、特に障害年金、遺族年金の方々が中心になろうかと思いますけれども、当てはめてみて、その上で計算して、もともとのお支払いしていた年金額との差額というものを出示してみる。まずは、先ほどもご説明がありましたけれども、現に遺族年金、障害年金を受給されている方々については4月15日に通常の年金と合わせて追加給付額をお支払いしようということで考えておりますので、その方々については来月4月の頭には具体的に追加給付額が幾らになるかということの数字自体は出てくることは可能でございますので、いずれにしても段階的になろうかと思いますけれども、その都度、この場、あるいは別の場をかりてご報告をさせていただきたいとは考えているところでございます。

岩村委員長：

田中委員どうぞ。

田中委員：

では、予算に関してはある程度精緻な数字で船員保険の会計に影響を及ぼさない額を積んだというご説明があったので、それはそのように理解します。仮にそうでないとすれば、それは国の責任で必要な追加的な措置をお願いをしておきたいと思います。

それから4月に計算が終わった人から払うということなのですが、それはできるだけ速やかにやっていただきたいのですが、先ほど言いましたように何が起きているのか、それをきっちり説明をしていただきたいわけです。例えば支給が少なかった人は、あなたは少なかったですからこれだけプラスして払いますと、そういう1人1人の措置が最も重要なのですが、制度全体でいけば、制度の信頼が根本的に揺らぐようなことが起きているわけですから、今回の統計不正の問題が船員保険に及ぼした影響はこうで、このぐらいの人がこのぐらいの金額でこういう影響があつて、現在こういう対応をしているというような全体像の説明を数字も含めてしっかりしていただきたいと思います。質問なのですが、前回、局長もいらっしゃる中で話をしたのですが、平成22年以降、この船員保険協議会に全国健康保険協会の船員保険部に船員保険が分かれて以降、船員保険の制度にかかわる部分というのは厚生労働省の中に船員保険制度に関する懇談会を基本的には常設をしていただいて、必要なタイミング、すなわち制度にかかわるような話とか制度上の問題点については厚生労働省からの説明なり話ができるような、そういう場を設置したわけです。この船員保険協議会というのは、あくまでも保険者としての船員保険協議会の保険の運営という場で、もちろん厚労省さんもオブザーバーで出ていらしているのですが、統計不正問題は本質的に厚労省の保険制度そのものの話なので、それを一体どこの場で、いつごろのタイミングで説明がなされるのか、そこははっきりして頂きたいと思います。

従前、船員保険協議会が立ち上がった、労災が統合された以降、数回開催をされていますけれども、従来のような船員保険制度に関する懇談会をまた開催して、その場で、今、課長がこれから調査をし全容を明らかにすることについて説明がなされるのか。またそれに対してその場で質疑ができて、そこでも資料が出されて、それが公になって、それが船員個人であったり受給者に説明ができるような、そういう場がきっちり担保されるのか、その点を確認しておきたいと思います。

岩村委員長：

保険課長、お願いいたします。

安藤保険課長：

ありがとうございます。前回も委員のほうからご指摘がありましたのは、こちらはまさに委員のご指摘にありましたように、保険者として協会けんぽのほうで主催している協議会であると承知していて、この場でももちろん情報を共有することについてもやぶさかではないけれども、今回これは国の責任におけるものであるので、国が主催するそういう場でしっかりとご説明、ご報告すべきではないかというのがまさに委員のご趣旨であったと理解をしているところでございます。今の委員からのそういったご指摘については、私どもとしてもきちんと国が主催する会議の中で改めて、途中経過も含めご説明をさせていただくということについては、対応させていただきたいと思っているところでございます。

ただ、どの場にするかということについては、正直、我々も検討しているところでございまして、先ほど委員のほうからありました船員保険制度に関する懇談会、こちらは前回、平成23年から4年かけて、まさに船員保険制度の大きな見直しをする中で、実際に懇談会の場で検討されていたと我々としても承知をしているところでございますけれども、それ以降につきましては、現行の船員保険制度が業務外の傷病を対象とした疾病保険が中心となるという制度の大きな切りかえが行われる中で、制度見直しについてはそれ以降も行われているわけでございますが、社会保障審議会の医療保険部会のほうでご議論をいただいていると承知をしているところでございまして、そういった経緯も踏まえまして、どの場で行うかということについてはもう少し我々のほうで検討させていただきたいと考えているところでございますが、委員からの冒頭のご指摘にありました趣旨については、この場でもきちんと共有をさせていただきたいと考えておりますし、さらに言えば、国のほうの主催する検討会、審議会の場でご説明もきちんと対応させていただきたいと考えているところでございます。

岩村委員長：

田中委員どうぞ。

田中委員：

今の説明で納得はするのですが、国が主催する審議会でも懇談会でも、国が責任を持っていただけの会議だったら何でもいいのですが、そこに船員の代表が必ず出席する場でやっていただかないと困ります。誰が説明するのかと言えば、船員の代表が当然船員に対して説明する。もちろん国は国の立場で説明されるのでしょうけれども、船員保険制度そのものがどうなっているのだということを最も心配をしているのは現場で働く船員たちの家族でありますから、ありていに言いますと、我々が出席している公の場でご説明をいただかないと、洋上にいる船員も納得出来ないと思います。ぜひその点の十分な対応をお願いします。

以上です。

岩村委員長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでございましょうか。

特にないようでございましたら、この平成31（2019）年度事業計画及び予算（案）については原案どおり了承することとしたいと思いますけれども、それではよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

岩村委員長：

ありがとうございました。

それでは、事務局から今後の手続についての説明をいただきたいと思います。

前島船員保険部次長：

どうもありがとうございました。本日お諮りをいたしました平成31年度事業計画及び予算（案）につきましては、3月20日に予定しております運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対して認可申請を行うことになります。

岩村委員長：

ありがとうございました。

それでは、次の議題に入りたいと思います。お手元の議事次第にありますように、2番目は今後の保険料負担軽減措置についてでございます。

資料を用意していただいていますので、まずその説明を事務局からお願いいたします。

2. 今後の保険料負担軽減措置について

前島船員保険部次長：

それでは、議題の2つ目の被保険者の保険料負担軽減措置について、資料2－1と資料2－2でご説明をさせていただきます。

負担軽減措置のあり方につきまして、前回の協議会におきまして事務局素案をもとにご議論をいただいたところでございますが、その際、最終年度の控除率の取り扱いにつきまして委員からご質問があり、委員長のほうから、次回までに事務局で整理するようにというご指示を受けたところでございます。

資料2－2を先にご覧いただければと存じます。控除率につきましては、ソフトランディングさせるという考えから、0.1%ずつ引き上げを行っていくという方向性につきましてはおおむねご理解をいただいているところと認識をしております。○の1つ目ですけれ

ども、0.1%ずつ5年間、控除率を徐々に引き下げていった場合に、2025年度末時点における負担軽減に係る準備金でございますけれども、下に表がございますとおり、準備金残高が約3億円となる、こういった今の試算の状況でございます。

○の2つ目ですけれども、仮にこの3億円を使って2026年度において負担軽減措置を行う場合には、控除率が0.09%となりまして、被保険者の負担率が4.96%となる。前回までの試算によってお示しはこういうふうにさせていただいていたところでございます。

しかしながら、この試算につきましては、現在における見込みでございまして、具体的な2026年度の控除率については2025年度中に改めて、準備金残高を踏まえて、この船員保険協議会において決定をしていただいたらどうかということと考えているところでございます。

これを踏まえまして、資料2-1の裏面でございますけれども、○の3つ目を修文をさせていただいておりまして、まず第1段落目の後段ですけれども、「2022年度から2025年度まで0.1%ずつ控除率を引下げていく。」なお書きを追加させていただいておりまして、「なお、2026年度の控除率については、2025年度末における当該措置に係る準備金の残高見込みを踏まえ、改めて当協議会において決定する。」こういうふうに修正をさせていただいたところでございます。よろしくお願いします。

岩村委員長：

ありがとうございます。前回の議論を踏まえて、きょう事務局のほうからご検討いただいた案をお示しいただいたところでございますけれども、これにつきまして何かご意見、あるいはご質問はございますでしょうか。

立川委員どうぞ。

立川委員：

そうしますと、4年間かけて0.1%ずつ減らしていったって、トータル0.4%にしていく。最終の5年目のときに準備金の残高を見て最終案を決めるという理解でいいのですね。通常、保険料率を決める段階でも、繰越金なり残高を見ながら控除率を含めて保険料率を決めてきたわけですけれども、同じような手法の中で、前提としては料率は上がりますけれども控除率を決めるという理解でよろしいということでしょうか。

前島船員保険部次長：

おっしゃるとおりでございます。

岩村委員長：

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、きょうお示しいただいた案で今後の保険料負担軽減措置のあり方についまし

ては、本協議会として了承するというにしたいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩村委員長：

ありがとうございます。

それでは、次の議題に入りたいと思います。お手元の議事次第にありますように、その他ということになります。これにつきまして事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. その他

前島船員保険部次長：

ありがとうございました。

それでは、その他ということで3点ほどご報告をさせていただきたいと思っております。

まず参考資料1をご覧くださいと存じます。船員保険におけるオンラインによる禁煙プログラムの実施についてということで、今年度パイロット的に実施をしております禁煙プログラムの実施状況についてご報告をさせていただきます。

まずプログラムのご覧いただけますけれども、1の実施概要に記載しておりますとおり、スマートフォンのビデオ通話機能等を利用しまして、オンラインによる禁煙のサポートということで、株式会社キュア・アップというところが実施しておりますascure卒煙プログラムに我々として参加をしているというものでございます。ビデオ通話による面談を6回実施をしまして、6カ月間のプログラムとなっております。ビデオ面談とビデオ面談の間には専用アプリによるサポートも実施しております、また最初の2カ月間につきましては禁煙補助薬によるサポートも行っている、こういったプログラムになっております。

2の実施状況でございますけれども、昨年7月から8月にかけて参加者の募集を実施いたしましたところ、25名の方から申し込みがあったところでございます。このうち初回面談のご予約をいただいた方が21名で、21名でスタートをしたところなのですが、乗船の都合上で正式にプログラムが開始できた方が17名でございました。現在、この17名の方全員につきましてプログラムを継続して受けていただいているところでございまして、ほぼ大多数の方が3月にはこのプログラムを終了予定ということになっております。

裏面になりますけれども、来年度からの事業計画でもご説明を申し上げたとおり、本格実施をしたいと考えております。本格実施に向けた課題が2つほど見えてきたのでご報告

をさせていただきます。

まず1点目は、乗船のスケジュールの都合によってプログラムが開始をできない方がいらっしゃったということでございます。このプログラムの特性でございますけれども、初回面談を実施をしていただいた後、2週間以内に禁煙補助薬を受け取っていただかないと正式なプログラムがスタートできない、こういう内容になっているところでございます。初回面談は受けたのだけでも、乗船スケジュールの関係で禁煙補助薬が受け取れなくて、結果的に辞退となってしまった方がいらっしゃったという結果がありました。これはもったいないということで、改善の方法といたしまして、矢印に書いてありますとおり、最初の初回面談を受けていただく前に、面談後2週間以内に禁煙補助薬を受け取っていただく必要があるのですよということをきちんと説明をして初回面談を受けていただくということで改善ができるのではないかと考えております。

それから2つ目でございますけれども、指導員とのオンライン面談をスケジュールどおりに実施ができない方がいらっしゃったということでございます。船員の仕事の特性上、休憩時間が前後するとか乗下船のタイミングが変更になる、こういったことがあって、なかなかスケジュールどおりに面談を実施できなかった方がいらっしゃったということでございます。この改善策といたしましては、そのプログラムの参加者と指導員との間のコミュニケーションを密なものにして、そういうことで脱落しないようにスケジュールを変更していただくとか、モチベーションが下がらないように改善を行っていこうということで考えているところでございます。

最後に参考として、プログラム参加者の感想を記載しておりますので、こちらは後ほどご覧いただければと思っております。

続けて報告の2点目でございます。参考資料2をご覧ください。東日本大震災の被災者に係る船員保険の一部負担金の免除措置についてでございます。帰還困難地域とか居住制限区域等にお住まいであった方につきまして、ことし2月28日まで医療機関を受診した際の一部負担金の免除措置を行ってございましたけれども、引き続き来年の2月末まで延長させていただくことにしましたので、ご報告をさせていただくところでございます。上に書いてございますけれども、船員保険で13名の方が対象になっておりまして、既にこの方々には新たな免除証明書をお送りさせていただいているところでございます。

それから最後は、参考資料3でございます。30年7月豪雨に係る対応についてでございます。前回の協議会におきまして2月の末まで延長のご報告をさせていただいたところでございますけれども、被災状況に鑑みまして6月末まで再延長をさせていただくことにしましたので、ご報告をさせていただくところでございます。

以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。それでは、ただいまの3点のご説明につきましてご意見、ある

いはご質問などがありましたらお出しいただければと思います。

では、立川委員どうぞ。

立川委員：

禁煙プログラムのことなのですけれども、今17名の方がやっておられるということで、17名の方の、例えば内航船に乗っているとか客船に乗っているとか、何かそういう乗船履歴とか、年齢とか何かわかりますか。

前島船員保険部次長：

済みません、細かいデータは持ち合わせていないのですが、船の種別については内航船の方々になっています。年齢構成については後日ご回答したいと思います。

立川委員：

全員、内航船に乗っているのですか。

前島船員保険部次長：

はい。

岩村委員長：

よろしゅうございましょうか。全員、皆さん内航船ということだそうでございます。

ほかはいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日予定していました議題は全て終了ということになりました。

次回の日程などにつきまして事務局から説明をいただきたいと思います。

前島船員保険部次長：

次回の船員保険協議会につきましては、7月ごろに開催をしたいと考えております。議題につきましては、平成30年度決算を予定しております。詳細な日程につきましては、各委員と調整の上、また後日ご連絡をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の船員保険協議会は終了とさせていただきたいと思います。お忙しい中、どうもありがとうございました。（了）